## 意見書案第5号

児童虐待により二度と幼い命が奪われない方策を講じることを求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年 6月20日

取手市議会議長 入 江 洋 一 殿

提出者	取手市議会議員	阿	部	洋	子
IJ	IJ	関	Ш		翔
IJ	IJ	Щ	野	井	隆
IJ	IJ	渡	部	日日	出雄
IJ	IJ	赤	羽	直	_
IJ	II	小	池	悦	子
IJ	IJ	石	井	めく	ベチ
"	11	池	田		慈

## 児童虐待により二度と幼い命が奪われない方策を講じることを求める意見書(案)

5歳児虐待死というあまりにも辛く悲しい事件が発生し、尊い小さな命が「おねがい ゆるして」 と覚えたてのひらがなで訴えながらも、それを救うことができなかったことに、無念の思いで一杯 です。

子どもが虐待で死んでいくことを救えないのは、私たち大人の責任です。

平成28年度に全国の児童相談所が対応した虐待の相談件数は12万2,578件で、平成11年度の1万1,631件の10倍以上増加しています。隠れていた虐待が表面化することは非常に大事です。ですが、この増加状況を考えると、現在の体制で十分なのか疑問が残ります。

児童相談所間のケース移管に関しては「児童相談所運営指針」において「支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の児童相談所に通告しケースを移管するとともに、当該家庭の転出先の児童相談所と十分に連携を図ること」とされており、転居に伴うケース移管及び情報提供が具体的に示されています。しかし、実際には児童相談所間の引き継ぎが不十分で関わりが希薄となり、援助過程に空白が生じ、虐待が再発して死亡等の重大な事態を招いた事例が少なくありません。これらのことを踏まえ、全国児童相談所長会は「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ(平成19年7月12日付)」を策定しました。この「申し合わせ」が実効性のあるものでなければ救える命を救うことができません。

よって、下記事項を要望いたします。

記

- 1. 平成30年度に新たに国家資格として認定となる「公認心理師」を含めた児童相談所のケースワーカーを増員すること。
- 2. ケースの移管及び情報提供の判断に関して、リスクや危機感の引き継ぎをタイムリーに正確に 伝わるよう方策を速やかに講じること。
- 3. 現在構築されている児童相談所間のCA(Child Abuse=児童虐待)情報の市町村との情報共有を図ること。
- 4. 愛知県、高知県、茨城県で既に行っている「児童虐待事案に係る県と警察との情報提供及び共有」を全国で実施すること。
- 5. 虐待の要因の一つに、若年妊娠や子育てについての知識の欠如があるため、虐待の若年妊娠リスクや子育てについて早期から知る、包括的性教育を義務教育で行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成30年6月日

茨城県取手市議会

提出先 内閣総理大臣 厚生労働大臣 文部科学大臣 法務大臣 警察庁長官